

条例案の概要の説明

部課名 土木建築部建築指導課

1 件名

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）により、敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で、知事又は建築主事を置く市町村の長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したのものについては、建築物の敷地は道路に2メートル以上接しなければならないとする接道規制を適用しないこととしている特例について、国土交通省令で定める基準に適合する場合は、建築審査会の同意を不要とすることとされた。

1年を上限としている仮設興行場等の存続期間について、国際的規模の競技会等の用に供すること等の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある場合は、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めて建築を許可することができることとされた。

及び に伴い、認定及び許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

3 改正案の概要

建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査及び1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める。（別表第5関係）

その他所要の改正を行う。（第1条、第4条、第30条及び別表第5関係）

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。（附則第1項）

この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第2項）

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第7号）第27条

建築基準法（昭和25年法律第01号）第3条及び第5条

建築基準法の一部を改正する法律第1条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

根拠法令等の参照条文

その他参考となる資料